

**(仮称)浦添市新クリーンセンター施設整備・運営事業  
要求水準書(案)**

**第Ⅱ編 運営業務編**

**令和6年1月15日**

**浦添市**



## 《目 次》

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画概要 .....	1
第2節 計画主要目 .....	2
第3節 遵守事項等 .....	3
第4節 本業務条件 .....	8
<b>第2章 運営体制</b> .....	<b>11</b>
第1節 業務実施体制 .....	11
第2節 有資格者の配置 .....	11
第3節 運営事業者の本店の所在地 .....	12
第4節 連絡体制 .....	12
<b>第3章 運営準備業務</b> .....	<b>13</b>
第1節 運営体制の構築等 .....	13
第2節 教育訓練 .....	13
<b>第4章 運転管理業務</b> .....	<b>14</b>
第1節 本施設の運転管理 .....	14
第2節 運転管理マニュアルの作成 .....	14
第3節 運転計画の作成 .....	14
第4節 運転管理記録の作成 .....	14
第5節 受付・計量業務 .....	14
第6節 搬入管理 .....	16
第7節 搬入物の性状分析 .....	17
第8節 適正処理・適正運転 .....	17
第9節 運転管理体制 .....	18
第10節 用役の管理 .....	18
第11節 搬出管理 .....	18
第12節 有価物の売却 .....	18
第13節 性能試験の実施 .....	18
<b>第5章 維持管理業務</b> .....	<b>19</b>
第1節 本施設の維持管理業務 .....	19
第2節 維持管理マニュアル .....	19
第3節 備品・什器・物品の管理 .....	19
第4節 保守管理 .....	19
第5節 保全 .....	21
第6節 長寿命化総合計画の運用 .....	23
第7節 中長期保全計画の運用 .....	23

第8節 精密機能検査 .....	23
第9節 清掃 .....	23
<b>第6章 測定管理業務.....</b>	<b>24</b>
第1節 本施設の測定管理業務 .....	24
第2節 測定管理マニュアル .....	24
第3節 測定管理の実施 .....	25
第4節 排ガスの基準値を超過した場合の対応 .....	26
<b>第7章 防災管理業務.....</b>	<b>28</b>
第1節 本施設の防災管理業務 .....	28
第2節 緊急対応マニュアルの作成 .....	28
第3節 自主防災組織の整備 .....	28
第4節 防災訓練の実施 .....	28
第5節 二次災害の防止 .....	28
第6節 津波高潮発生からの復旧 .....	28
第7節 事業継続計画 .....	29
第8節 事故報告書の作成 .....	29
<b>第8章 関連業務.....</b>	<b>30</b>
第1節 本施設の関連業務 .....	30
第2節 関連業務実施マニュアルの作成 .....	30
第3節 関連業務の実施 .....	30
第4節 植栽管理 .....	30
第5節 施設警備・防犯 .....	30
第6節 見学者対応 .....	30
第7節 余熱利用管理 .....	31
第8節 近隣対応 .....	31
第9節 ウェブサイトの開設及び運営 .....	31
第10節 本市の資料作成への協力 .....	31
<b>第9章 情報管理業務.....</b>	<b>32</b>
第1節 本施設の情報管理業務 .....	32
第2節 施設情報管理 .....	32
第3節 業務完了報告 .....	32
第4節 その他管理記録報告 .....	32

## 用語の定義

(仮称) 浦添市新クリーンセンター施設整備・運営事業 第Ⅱ編運營業務編 要求水準書 (以下、「本要求水準書」という。) で用いる用語を以下のとおり定義する。

本 市	浦添市をいう。
1 市 2 村 (仮称) 浦添市新クリーンセンター	浦添市、中城村、北中城村の1市2村をいう。 本市が整備する新一般廃棄物処理施設 (エネルギー回収型廃棄物処理施設) 及び同施設内に併設するマテリアルリサイクル推進施設 (粗大ごみ破碎設備等) の総称。
本 事 業	(仮称) 浦添市新クリーンセンター施設整備・運営事業をいう。
本 工 事	本事業のうち、本施設の設計・建設工事及び関連する付帯工事をいう。
設 計 ・ 建 設 業 務	本事業のうち、本工事に係る業務をいう。
運 営 業 務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
本 業 務	運營業務をいう。
本 業 務 期 間	本事業における本業務期間をいう。
D B O 方 式	Design (設計)、Build (建設)、Operate (運営) を事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
事 業 実 施 区 域	本事業を実施する区域をいう。
本 施 設	本事業において設計・建設され、運営される (仮称) 浦添市新クリーンセンターをいい、管理棟、工場棟、ストックヤード、計量棟のほか、洗車棟、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内サイン、構内照明、植栽、外構等の事業実施区域内の設備及びその付帯設備を含めていう。
工 場 棟	本施設のうち、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、管理諸室を含む建築物をいう。
管 理 棟	本施設のうち、施設の維持管理を行う本市職員、SPC職員が執務を行うとともに見学者が施設の説明を受けるなど普及啓発に係る諸室及びそれらに付随する設備を有する建築物をいう。
プ ラ ン ト	本施設のうち処理対象物の焼却処理に必要な全ての設備 (機械設備、電気設備及び計装設備等を含む。) を総称していう。
建 築 物 等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
建 設 事 業 者	本事業の設計・建設業務を行う者をいう。
運 営 事 業 者	本事業の運營業務を行う者をいう。
特 別 目 的 会 社	本施設の運營業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。

次期運営事業者	本事業終了後に本施設の運営業務を行う者をいう。
従業者	本施設を運営する者（運転要員を含む）をいう。
混載ごみ	施設の処理対象物（燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、有害危険ごみ等）が混載された状態で搬入される場合の状況を指す。
処理生成物	本施設から排出される焼却主灰、飛灰等の残さをいう（有価物を除く）。
処理不適物	本市では受け入れないごみ及び本施設で処理した場合、不具合が発生するものを総称していう。
飛灰処理物	飛灰処理装置で処理した飛灰をいう。
転リース	リース会社などから運営事業者がリースしている設備等を、運営事業者が第三者（本市など）にリースすることをいう。
継続使用に支障のない状態	大規模な改修工事（基幹的設備改良工事、基幹的設備改造工事含む）を実施せずに稼働可能な状態をいう。
第 I 編	要求水準書（第 I 編 設計・建設工事編）をいう。

### 【本要求水準書の記載事項】

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回る運営を妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。また、本要求水準書に明記されていない事項について、疑義が生じた場合は、本市と運営事業者の協議によって定めるものとする。

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。また、本要求水準書の仕様を示す記述方法は以下のとおりである。

#### 1. [ ]書きで仕様が示されているもの

本市が標準仕様として考えるものである。提案を妨げるものではないが、同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるもののうち、本市が妥当と判断した場合に変更を可とする。

#### 2. [ ]書きで仕様が示されていないもの

提案によるものとする。

#### 3. [ ]書きが無く、仕様が示されているもの

本市が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。ただし、安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本市が認める場合に変更を可とする。



## 第1章 総則

本要求水準書は、本市が発注する「(仮称) 浦添市新クリーンセンター施設整備・運営事業」の本業務に関し、本市が要求する最低限の水準を示すものである。

### 第1節 計画概要

#### 1. 一般事項

第I編「第1章 第1節 1.一般事項」参照のこと。

#### 2. 事業名

第I編「第1章 第1節 2.事業名」参照のこと。

#### 3. 施設規模

第I編「第1章 第1節 3.施設規模」参照のこと。

#### 4. 建設場所

第I編「第1章 第1節 4.建設場所」参照のこと。

#### 5. 敷地

第I編「第1章 第1節 5.敷地」参照のこと。

#### 6. 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。

- 1) 運転管理業務
- 2) 維持管理業務
- 3) 測定管理業務
- 4) 防災管理業務
- 5) 関連業務
- 6) 情報管理業務

#### 7. 本市の業務範囲

- 1) 本施設への処理対象物の搬入【1市2村】
- 2) 近隣対応
- 3) 行政視察対応
- 4) 運営モニタリング

## **8. 本業務期間**

本業務期間は、令和 11 年 4 月 1 日から令和 31 年 3 月 31 日までの 20 年間とする。ただし、運営事業者は本市が本施設を竣工後 35 年以上使用する計画であることを前提として運営業務を行うものとする。

## **第2節 計画主要目**

### **1. 計画年間ごみ処理量**

第 I 編「第 1 章 第 2 節 1. 処理能力」参照のこと。

### **2. 処理対象物**

第 I 編「第 1 章 第 2 節 2. 処理対象物」参照のこと。

### **3. 計画ごみ質**

第 I 編「第 1 章 第 2 節 3. 計画ごみ質」参照のこと。

### **4. ごみの搬入出**

第 I 編「第 1 章 第 2 節 4. ごみの搬入出」参照のこと。

### **5. 余熱利用計画**

第 I 編「第 1 章 第 2 節 5. 余熱利用計画」参照のこと。

### **6. 焼却条件**

第 I 編「第 1 章 第 2 節 6. 焼却条件」参照のこと。

### **7. 処理生成物の基準**

第 I 編「第 1 章 第 2 節 7. 処理生成物の基準」参照のこと。

### **8. 公害防止基準**

第 I 編「第 1 章 第 2 節 8. 公害防止基準」参照のこと。

### **9. 本施設の要求性能**

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書（第 I 編及び本要求水準書）及び事業提案書が定める本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

### 第3節 遵守事項等

#### 1. 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

#### 2. 関係法令等の遵守

本業務にあたっては、関係法令等を遵守すること。

表 1-1 関係法令等例示（参考）

<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境基本法</li> <li>●循環型社会形成推進基本法</li> <li>●廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>●再生資源の利用の促進に関する法律</li> <li>●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</li> <li>●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</li> <li>●大気汚染防止法</li> <li>●水質汚濁防止法</li> <li>●騒音規制法</li> <li>●振動規制法</li> <li>●悪臭防止法</li> <li>●工場立地法</li> <li>●ダイオキシン類対策特別措置法</li> <li>●土壌汚染対策法</li> <li>●都市計画法</li> <li>●森林法</li> <li>●河川法</li> <li>●景観法</li> <li>●宅地造成等規制法</li> <li>●道路法</li> <li>●道路構造令</li> <li>●駐車場法</li> <li>●農地法</li> <li>●建設業法</li> <li>●建築士法</li> <li>●建築基準法</li> <li>●消防法</li> <li>●航空法</li> <li>●労働基準法</li> <li>●計量法</li> <li>●電波法</li> <li>●有線電気通信法</li> <li>●高圧ガス保安法</li> <li>●電気事業法</li> <li>●電気工事士法</li> <li>●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</li> <li>●水道法</li> <li>●下水道法</li> <li>●浄化槽法</li> <li>●エネルギーの使用の合理化等に関する法律</li> <li>●港湾法</li> <li>●海岸法</li> <li>●砂防法</li> <li>●放射性物質汚染対処特措法</li> <li>●労働安全衛生法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別処置法</li> <li>●国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律</li> <li>●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</li> <li>●発電用火力設備に関する技術基準を定める省令</li> <li>●電気設備に関する技術基準を定める省令</li> <li>●ボイラー構造規格</li> <li>●圧力容器構造規格</li> <li>●クレーン構造規格</li> <li>●クレーン等安全規則</li> <li>●ボイラー及び圧力容器安全規則</li> <li>●事務所衛生基準規則</li> <li>●内線規程</li> <li>●日本産業規格 (JIS)</li> <li>●電気規格調査会標準規格 (JEC)</li> <li>●日本電機工業会標準規格 (JEM)</li> <li>●日本電線工業会標準規格 (JCS)</li> <li>●日本照明器具工業会規格 (JIL)</li> <li>●日本フルードパワー工業会規格 (JFPS)</li> <li>●日本農林規格 (JAS)</li> <li>●ごみ処理施設性能指針</li> <li>●建設産業における生産システム合理化指針</li> <li>●廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱</li> <li>●廃棄物焼却施設解体作業マニュアル</li> <li>●石綿含有廃棄物処理マニュアル</li> <li>●非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針</li> <li>●建築物の解体等工事における石綿粉じんのばく露防止マニュアル</li> <li>●石綿障害予防規則</li> <li>●建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針</li> <li>●国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）</li> <li>●ごみ処理施設整備の計画設計要領</li> <li>●ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン</li> <li>●廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針</li> <li>●沖縄県環境基本条例</li> <li>●沖縄県流域下水道条例</li> <li>●沖縄県赤土等流出防止条例</li> <li>●沖縄県福祉のまちづくり条例</li> <li>●浦添市福祉のまちづくり条例</li> <li>●浦添市景観まちづくり条例</li> <li>●浦添市下水道条例</li> <li>●那覇市下水道条例</li> <li>●その他本事業に関連する法令、条例等、規格等</li> </ul>
---	--

### **3. 環境影響評価の遵守**

運営事業者は本業務期間中、本事業に係わる環境影響評価の結果を遵守すること。また、本市が実施する調査（環境影響評価の事後調査含む）または運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議の上、対策を講ずること。

### **4. 一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画の遵守**

運営事業者は、本業務期間中、1市2村が定める「一般廃棄物処理基本計画」及び「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

### **5. 官公署等の指導等**

運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。

### **6. 官公署等申請への協力**

運営事業者は、本市が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営に係る申請に関しては、運営事業者の責任により行うこと。

### **7. 官公署等への報告等**

運営事業者は、官公署等から本施設の運営に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告にあたっては、同内容を本市に報告し、その指示に基づき対応すること。

### **8. 本市への報告**

- 1) 運営事業者は、本市が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- 2) 定期的な報告は、「第9章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第7章 防災管理業務」に基づくこと。
- 3) 事業実施区域において、建築物等の設置、土地の使用、形状の変更等を行おうとする場合には、事前に本市の承諾を得ること。なお、事業実施区域は、本市が他の事業を実施する場合、一時的に範囲を変更することがある。

### **9. 本市が実施する運営モニタリングへの協力**

運営事業者は、本市が実施する本業務全般に対するモニタリングに全面的に協力すること。また、この運営モニタリングにおいて、本市が本施設の運営業務に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに対応すること。

運営事業者は本市が運営モニタリングを実施する場合、必要に応じて本施設の運転を調整す

る等の協力を実施すること。また、運営事業者は、本市が求めた場合、運営モニタリングに関する会議へ参加すること。

## 10. 運営事業者によるセルフモニタリング

運営事業者は、本要求水準書及び事業提案書のうち本業務に係る内容を網羅的に整理した運営モニタリングチェックシートを作成の上、事業開始前に本市に提出し、本市の承諾を受けること。また、本業務の実施に当たっては、運営モニタリングチェックシートに基づいて、本業務の内容が本要求水準書及び事業提案書の内容を満たしているかどうかを、運営事業者はセルフモニタリングすること。

## 11. 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、運営業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- 3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 5) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱の改正について（平成26年1月10日付け基発第0110第1号）」に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、ダイオキシン類対策委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、ダイオキシン類対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、本市が定める者の同席を要すること。
- 6) 運営事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- 7) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 8) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について本市に報告すること。
- 9) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 10) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- 11) 運営事業者は、本施設の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

- 1 2) 運営事業者は、上記1) から1 1) に示す事項について、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 1 3) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。なお、安全作業マニュアルを改定した場合は、市の確認を得ること。
- 1 4) 運営事業者は、1 2) で作成した安全作業マニュアルに基づき、作業環境管理計画書の作成及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 1 5) 運営事業者は、1 4) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 1 6) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

## 1 2. 急病等への対応

- 1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- 3) 本施設に設置してある自動体外式除細動器（AED）について、AED に同封されている機器マニュアルに従い、維持管理等を定期的（インジゲータの日常点検含む）に実施すること。なお、AED が破損や耐用年数を超過するなどして更新が必要となった場合は、運営事業者がAEDの更新を実施すること。
- 4) AEDの使用訓練を定期的実施すること。

## 1 3. 個人情報の保護

運営事業者は、直接搬入者や従業者等の個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「浦添市個人情報保護条例（平成11年9月28日条例第15号（令和2年4月1日施行）」等を遵守すること。

## 1 4. 守秘義務

運営事業者は、本業務の実施に当たり、業務上知り得た情報（個人情報を含む。）を第三者に漏洩してはならない。運營業務終了後においても同様とする。

## 15. 保険

運営事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本市の確認を得ること。

なお、本市は、本施設の所有者として、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入する予定である。

## 16. 地域振興

本施設の維持管理・運営にあたっては、1市2村の住民に対する雇用促進のほか、1市2村圏域内企業等を活用するための手法等について、積極的に提案すること。

## 17. 災害発生時の協力

震災、津波、台風、風水害、その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理・処分に協力すること。

## 18. 一般廃棄物処理業務の相互協力

本市は、他地方公共団体と「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」を締結している。同協定は、協定を締結している地方公共団体が、焼却施設の整備、故障等及び自然災害やその他の事由により一般廃棄物の処理が困難な状態において、一般廃棄物の処理委託を行う場合には、それぞれの処理施設の余力の範囲内で円滑に受託処理を行うことを定めている。

本市が「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」に基づき、他地方公共団体の一般廃棄物の処理を受託した場合、運営事業者はこれに協力すること。

## 第4節 本業務条件

### 1. 準拠する図書

本業務は、次に基づいて行うものとする。

図書の優先順位については、下記の並びとする。

- 1) 質問回答書
- 2) 事業提案書
- 3) 要求水準書（第Ⅰ編及び本要求水準書）
- 4) その他本市の指示するもの

### 2. 提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

### 3. 契約金額の変更

【本要求水準書の記載事項】及び上記2. の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

### 4. 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を本市に引き渡すこと。本市は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。

#### 1) 共通項目

- (1) 本市が本要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、本市が指示する内容の業務の本市への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）、本要求水準書及び事業契約書に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。
- (2) 本業務期間終了時において、本市は運営事業者の財産（備品等）の買取を行わないものとする。
- (3) 本施設の運営業務すべて及びその他、本業務期間終了時における引継ぎ時の詳細条件は、本市と運営事業者の協議によるものとする。本業務期間中に作成した図書、資料、蓄積データ等については、本業務期間終了時に本市へ提出すること。また、本業務期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ等については、本業務期間終了後の次期運営事業者に対し開示するものとする。
- (4) 令和30年度（運営開始後20年目）に配管類の配管肉厚検査を実施し、本業務期間終了後3年間の継続使用に支障のない状態で引渡すこと。また、検査結果を基に保守管理計画書の見直しを行うこと。
- (5) 継続使用に支障のない状態での引渡しに際しては、本業務期間終了までに「第5章 維

持管理業務」の業務が適切に実施されていることを前提とする。

- (6) 運営事業者は、本施設を引渡す前に引渡性能試験を実施すること。
- (7) 運営事業者は、引渡性能試験を行うにあたってあらかじめ本市と協議のうえ、試験項目及び試験条件に基づいて試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

## 2) プラントに関する項目

- (1) 令和30年度（運営開始後20年目）に、運営事業者が作成した引渡性能試験計画書に基づき、引渡性能試験を実施すること。なお、引渡性能試験は運営事業者の負担で実施すること。また、性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、原則として法的資格を有する第三者機関とすること。
- (2) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たし、本業務期間終了後従前の補修等を実施することにより、3年間の継続使用に支障のない状態であること。なお、主要な設備機器とは、ごみ計量機、ごみピット、焼却炉、ろ過式集じん器、発電設備等、本施設の運営に際して重要な設備機器を指し、具体的な設備機器等については、運営開始後18年目（令和28年度）の時点において、本市と協議の上、決定するものとする。
- (3) 本業務期間終了後3年以内に主要な設備機器等の改修工事（通常の運営により生じる補修や交換等は除く。）が必要となった場合、建設事業者及び運営事業者の責任と費用負担で必要な改修等を速やかに実施し、通常の運営に支障を来さないようにすること。ただし、当該改修工事完了後において、当該改修工事が必要になった原因が事業期間終了前の運営事業者の不履行でないことを建設事業者又は運営事業者が立証した場合、当該改修工事に係る費用は本市が負担する。なお、運営事業者の不履行でないことを立証するために建設事業者又は運営事業者からデータの開示を求められた場合、本市は本事業終了後の施設運営に関する本市が所有しているすべてのデータを建設事業者及び運営事業者が開示する。
- (4) 本業務期間終了後の運転に必要な予備品の数量は、運転期間中の実績を踏まえ、引渡し後3年間に必要な量を提示し、協議すること。なお、消耗品は1年分を納入すること。
- (5) 本業務期間終了時に、本施設の保守管理に必要な工具・工作機器・測定器・電気工具・分析器具・保安保護具等を引き渡すこと。ただし、リースにより調達した工具・工作機器・測定器・電気工具・分析器具・保安保護具等については、本市への転リースを行わない。
- (6) 本業務期間終了後の次期運営事業者に対し、最低3か月間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、本市の確認を得ること。

## 3) 建築物等に関する項目

- (1) 建築物等は従前の補修等を実施することにより、本業務期間終了後3年間の継続使用に支障のない状態であること。

## **5. 本業務期間終了後の運営方法検討への協力**

本市は、運営開始後 18 年目（令和 28 年度）から、本業務期間終了後の本施設の運営方法について検討する。運営事業者は、必要に応じて本市の検討に協力すること。

## 第2章 運営体制

### 第1節 業務実施体制

- 1) 運営事業者は、運営業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、防災管理業務、関連業務、情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- 3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、速やかに本市に報告すること。

### 第2節 有資格者の配置

- 1) 運営事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条で定める廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として配置すること。
- 2) 運営事業者は、ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者を配置すること。
- 3) 運営事業者は、運営業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。

表 2-1 運営・維持管理必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	本施設の維持管理に関する技術上の業務
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
第一種圧力容器取扱作業主任者	第一種圧力容器の取扱作業
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質等の取扱作業
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止
クレーン運転士	クレーンの運転
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物取扱者・危険物保安監督者	危険物取扱作業に関する保安・監督
電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
ボイラー・タービン主任技術者	ボイラー・タービンの維持及び運用に関する保安の監督
ボイラー技士	ボイラーの点検、安全管理
エネルギー管理員	エネルギーを消費する設備の維持、エネルギー使用方法の改善及び監視

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

### **第3節 運営事業者の本店の所在地**

運営事業者となる特別目的会社の本店所在地は浦添市内とすること。

### **第4節 連絡体制**

運営事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、速やかに本市に報告すること。

## **第3章 運営準備業務**

### **第1節 運営体制の構築等**

#### **1. 運営体制等の書類作成**

運営事業者は、本事業を実施するための運営体制、運営マニュアル、各種計画書、各種報告書その他本市が指示するものについて作成を行い、概ね試運転によるごみ処理を開始する12か月前から本市と協議を開始し、試運転によるごみ処理開始までに本市へ提出すること。

#### **2. 運営業務に必要な人員の確保**

運営事業者は、運営業務に必要な人員の確保を行うこと。

### **第2節 教育訓練**

運営事業者は、本施設の運転等に関する教育訓練を受けること。

## 第4章 運転管理業務

### 第1節 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。また、本業務期間を通じて発電量及び売電量が多くなるよう努めるとともに、浦添市リサイクルプラザへの給電を実施すること。

### 第2節 運転管理マニュアルの作成

運営事業者は、運転管理マニュアルを作成し、本市へ提出するものとする。運営事業者は、運転管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の確認を得ること。

### 第3節 運転計画の作成

- 1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、保全等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本市へ提出すること。
- 3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更にあたっては本市へ提出すること。
- 4) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、本市へ提出すること。
- 5) 運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、本市へ提出すること。
- 6) 運営事業者は、年間計画に基づいた発電量及び売電量を毎年度提出すること。

### 第4節 運転管理記録の作成

- 1) 運営事業者は、ごみ搬入量、処理生成物量、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、保全等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を記載した、運転管理記録を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運転管理記録の詳細項目は、本市との協議により決定すること。

### 第5節 受付・計量業務

#### 1. 受付管理

- 1) 運営事業者は、処理対象物及び処理生成物等を搬入及び搬出する車両を計量機において計量、記録、確認、管理を行うこと。
- 2) 受付は、安全かつ効率的に行うこと。なお、直接搬入者（一般持込）は、本市が事前受付を実施する。

- 3) ごみの計量は、委託収集者は1度計量（搬入時のみ）とし、許可業者、直接搬入者（一般持込）及び1市2村からの搬入は2度計量を基本とすること。
- 4) 委託収集者に対して、入口用計量機での計量時に伝票を発行することを基本とするが、詳細については本市と協議のうえ決定する。
- 5) 直接搬入者（一般持込）に対して、出口用計量機での計量時に料金徴収を行うことを基本とするが、詳細については本市と協議のうえ決定する。
- 6) 運営事業者は、直接搬入者（一般持込）に対して、正しくごみが分別されていることを確認するために、性状、形状、内容等を確認すること。基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、併せてその旨を速やかに1市2村へ報告すること。
- 7) 運営事業者は、混載ごみを搬入する車両に対し、1市2村それぞれの分別方法によるごみの種類（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害・危険ごみ）毎に小型計量機等にて個別に計量すること。
- 8) 運営事業者は、本施設の処理対象物以外のごみを混載して本施設へ搬入してきた車両に対しては、本施設の処理対象物のみを受付・計量し、本施設の処理対象物以外については持ち帰らせること。
- 9) 運営事業者は、小動物の死骸（路上で死亡していた小動物及び直接持ち込まれたペット等）の受付を行い、処理を行うまで適切に保存すること。なお、具体的な対応方法は、第4章第6節 搬入管理 6) を参照のこと。

## 2. 計量データの管理

運営事業者は、処理対象物（小動物死骸を含む）、焼却主灰、飛灰処理物などの計量データを記録し、定期的に本市へ報告すること。計量データは1市2村毎に確認ができるように記録を行うこと。なお、記録した計量データは、本市が指定する期間（10年程度）の間、保存すること。

## 3. 案内・指示

運営事業者は、搬入車両に対し、本施設内のルートとごみの降ろし場所について、案内・指示を行うこと。特に、既存施設である浦添市クリーンセンターでは、直接搬入（一般持込）を受け入れていなかったことを踏まえ、直接搬入者がごみの搬入を円滑に行えるような案内・指示を行うこと。

## 4. ごみ処分手数料の徴収など

運営事業者は、ごみ処分手数料の支払いをする者から、本市が定める金額を本市が定める方法で収納すること。収納した料金については、本市が定める方法によって本市へ引き渡すこと。

## 5. 処理対象物の受付

- 1) 受付日は、年始（1月1日から1月3日）を除く月曜日から土曜日とし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日については受入れを実施する。ただし、年始（1月1日から1月3日）のうち1日（年始と日曜日が連続する場合2日）は受入れを実施する。その間、処理対象物の受入れ及び受入量の計量を行うこと。なお、台風等の災害によりごみが多く発生した場合や、地域活動などによる受入れについては、本市が事前に提示する場合は上記に関わらず、原則対応すること。
- 2) 委託収集車及び許可業者の受付時間は、原則8時00分から17時00分とする。ただし、年末年始のごみ量が多い時期、台風等の災害によりごみ量が多い時、道路事情で収集車が17時00分に間に合わない場合等も柔軟に対応を行うこと。
- 3) 直接搬入者（一般持込）の受付時間は9時00分から11時30分、13時00分から16時30分とする。ただし、年末年始のごみ量が多い時期、台風等の災害によりごみ量が多い時の場合等も柔軟に対応を行うこと。
- 4) 上記1)から3)の対応について、費用の追加が必要な場合には、本市と事業者が協議して決定する。

## 第6節 搬入管理

- 1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導、プラットホームの安全確認を行うこと。
- 2) 運営事業者は、一般住民が直接搬入する処理対象物の荷下ろし時に適切な指示を行うこと。廃棄物の荷下ろしは、原則として搬入者が実施するものとするが、高齢者等荷下ろしが困難な者に対しては運営事業者が補助を行うこと。
- 3) 運営事業者は、展開検査（パッカー車等の中身の検査）を実施すること。なお、展開検査は月に1回程度とし、1回当たり1台程度を予定している。実施にあたっては展開検査計画書を策定し、本市へ提出すること。また、運営事業者は、本市が行う展開検査等に協力すること。
- 4) 1市2村が持込み仮置きする処理不適物は、1市2村それぞれが処理することとする。
- 5) 4)以外の処理不適物の処理については、本市と運営事業者の協議により決定するものとする。
- 6) 小動物の死骸は、本施設への搬入・荷下ろしまでは、搬入者が実施するが、焼却炉への投入ならびに処理については運営事業者が実施するものとする。なお、搬入された小動物の死骸は、運営事業者が投入ホッパへ直接投入するものとし、ごみピットへの投入を禁ずるものとする。

## 第7節 搬入物の性状分析

本施設へ搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析を行うこと。分析項目及び頻度は第Ⅱ編「第6章 第2節 測定管理マニュアル」を参照のこと。

## 第8節 適正処理・適正運転

- 1) 運営事業者は、関係法令、本施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物及び有価物等を適正に処理又は資源化すること。
- 2) 処理生成物については、本市が搬入する資源化先の受入基準を遵守するように運営事業者が適切に処理すること。ただし、設備の改造を伴う受入基準の変更の場合は、別途協議とする。
- 3) 運営事業者は、処理生成物の資源化先を毎年9月までに本市へ複数箇所提案するとともに、処理生成物の資源化に関する本市の検討に協力すること。
- 4) 小型家電については、原則として運営事業者がリサイクル認定事業者を選定し、引き渡すこととするが、リサイクル認定事業者へ引き渡すことが困難な場合は、本施設で適正に処理すること。なお、小型家電については、必要に応じて、リチウムイオン電池を手選別すること。
- 5) リチウムイオン電池については、原則として運営事業者が一般社団法人JBRCへ引き渡すこと。ただし、一般社団法人JBRCが受け入れられないリチウムイオン電池については、本市と受注者で協議の上、決定する。
- 6) 有害・危険ごみ（ライター及びスプレー缶を除く）については、運営事業者の責任で適切に資源化又は処理を行うことができる民間業者を選定し、ストックヤードに保管後に選定した民間業者に引き渡すこと。
- 7) 運営事業者が小型家電、有害・危険ごみ及びリチウムイオン電池をリサイクル認定事業者又は民間業者に引き渡す場合、本市、運営事業者及び当該リサイクル認定事業者又は民間業者との三者契約の締結を予定している。運営事業者は、三者契約の締結を支援すること。
- 8) 草・木については、本市が破袋等の処理、積込及び搬出を行う。運営事業者は、草・木を搬出するまで適切に保管すること。
- 9) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- 10) 要求性能未達によって本施設が長期停止し、処理ができない場合は、運営事業者の責任において他の処理方法を検討し、本市と協議のうえ、運営事業者の負担にて処理を実施すること。なお、本施設以外のごみ処理施設等へごみを運搬する場合の費用は、本市内の運搬相当分（当該年度における本施設への1日当たり運搬費用の平均に基づいて算出）を本市が負担し、その他を運営事業者が負担するものとする。

## 第9節 運転管理体制

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、速やかに本市に報告すること。

## 第10節 用役の管理

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。
- 2) 災害時等において、本施設を稼働するために必要な用水・燃料及び薬剤等の供給が途絶えた場合に備えること。本施設を稼働するために必要な用水は、上水道が断水した状態でも、基準ごみ質において7日間以上の2炉定格運転が可能な程度の用水を常時確保できるように、必要な貯留対策を検討すること。本施設を稼働するために必要な薬剤等は、補給時において、2炉の日平均使用量の7日分以上の容量が確保されていることとし、補給容量は搬入車両の形態に応じて設定のこと。本施設を稼働するために必要な燃料は、緊急時に停止状態から1炉立上げ、その後2炉目を立上げるために必要な容量を常時確保すること。

## 第11節 搬出管理

- 1) 処理生成物、小型家電、有害・危険ごみ（ライター及びスプレー缶を除く）及び有価物等を搬出する際、車両への積込み（飛灰の専用コンテナへの積込み含む）、計量等の作業は、運営事業者が実施すること。
- 2) 処理生成物、小型家電、有害・危険ごみ（ライター及びスプレー缶を除く）及び有価物等の搬出に際しては、運営事業者が主体となって日程調整を行うよう本市へ協力すること。
- 3) 運営事業者は、災害時等において本施設を稼働するため、処理生成物の貯留設備を常に貯留が可能な状態に保つよう努めること。

## 第12節 有価物の売却

- 1) 運営事業者は、有価物（破碎後の鉄類及びアルミ類を含む。）を適正に管理、保管し、民間業者に引き渡すこと。なお、有価物を引き渡す民間業者については、運営事業者が選定し、契約すること。
- 2) 有価物として取引していた鉄・アルミ等が逆有償となった場合においては、本市と協議の上決定する。

## 第13節 性能試験の実施

運営事業者は、第I編「第1章 第6節 性能保証」に示された引渡性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が本市と合意した期日に実施すること。

## 第5章 維持管理業務

### 第1節 本施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設を含む事業実施区域の維持管理業務を行うこと。

### 第2節 維持管理マニュアル

運営事業者は、本業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、保守管理及び保全等の方法を示す維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

### 第3節 備品・什器・物品の管理

運営事業者は、本施設の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、備品・什器・物品等について運營業務の履行に支障なく使用できるよう適切に調達する。また、調達した備品・什器・物品を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理する。なお、備品は本市と協議の上で、リースを可とする。

運営事業者が備品・什器・物品の調達を行う範囲は、本市職員が利用する居室（事務室、倉庫及び休憩室等）を除く全ての範囲とする。

なお、本業務期間終了時にこれら備品類の財産処分については、本市と協議する。ただし、本市は、これらの買取りは予定していない。また、リースにより調達した備品類について、本市への転リースは予定していない。

### 第4節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換えなどの一切の管理を指す。

#### 1. 保守管理計画書の作成

- 1) 保守管理計画書は、本業務期間を通じた計画書を作成し、運營業務開始までに本市の承諾を得ること。
- 2) 保守管理計画書は、本業務期間中の毎年度分も作成することとし、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 3) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表 5-1 の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。
- 4) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。
- 5) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。

6) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。

表 5-1 法定点検、検査項目（参考）

設備名	法律名		備考
ボイラー	電気事業法	第 42 条 保安規定 第 55 条 定期安全管理審査	定期検査 2 年に 1 回以上
タービン	電気事業法	第 42 条 保安規定 第 55 条 定期安全管理審査	定期検査 4 年に 1 回以上
電気設備	電気事業法	第 42 条 保安規定 第 55 条 定期安全管理審査	年次点検 月次点検
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査	第 34 条 荷重試験等 第 35 条 ブレーキ、ワイヤーロープ等 第 36 条 作業開始前の点検 第 40 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 作業開始前 2 年に 1 回以上
エレベーター	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	第 154 条 定期自主検査 第 155 条 定期自主検査 第 159 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 1 年未満～2 年以内に 1 回以上
	建築基準法	第 12 条	1 年に 1 回以上
第 1 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第 67 条 定期自主検査 第 73 条 性能検査	1 月に 1 回以上 1 年に 1 回以上
第 2 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第 88 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
小型ボイラー及び 小型圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第 94 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
計量器	計量法	第 21 条 定期検査	2 年に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則	第 56 条 検査	1 年に 1 回以上
地下タンク	消防法	第 14 条 の 3	消防法の規定による
消防用設備	消防法 施行規則 第 31 条の 6 点検の内容及び方法		外観点検 3 月に 1 回以上 機能点検 6 月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

## 2. 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

## 3. 保守管理計画書の報告

- 1) 保守管理実施結果報告書を作成し本市へ報告すること。
- 2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または本市との協議による年数保管すること。

## 第5節 保全

保全とは、本施設の劣化した部分若しくは機器又は低下した性能等を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は交換を行うこと及び運営時の使い勝手や効率性を考慮し点検、修理又は交換等を行うことを指す。なお、保全の実施に際しては、施設運用に支障がないようにすること。

### 1) プラントに関する項目

#### (1) 保全計画書の作成

- ① 運営事業者は、本業務期間を通じた本施設の保全計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- ② 本業務期間を通じた保全計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- ③ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備機器・配管等の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間保全計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- ④ 保全実施に際して、保全実施前までに詳細な保全実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- ⑤ 運営事業者は①から④に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。

#### (2) 保全の実施

運営事業者は、保全実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために保全を行うこと。

#### (3) 保全実施の報告

- ① 運営事業者は、保全が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能確認を行い、その結果も含めて、保全実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ② 運営事業者は、各年度の年間保全実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ③ 運営事業者は①及び②に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- ④ 保全実施結果報告書及び年間保全実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または本市との協議による年数保管すること。

## 2) 建築物等に関する項目

### (1) 保全計画書の作成

- ① 運営事業者は、本業務期間を通じた本施設の保全計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- ② 本業務期間を通じた保全計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- ③ 保守管理実施結果報告書に基づき、外構を含む建築物等の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間保全計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- ④ 保全実施に際して、保全実施前までに詳細な保全実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- ⑤ 運営事業者は① から④ に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。

### (2) 保全の実施

運営事業者は、保全実施計画書に基づき、外構を含む建築物等（建築物の外壁、屋上防水、電気設備、給排水設備、空調設備及び換気設備等の建築設備、構内案内板、構内白線引き等）の点検を定期的に行い、建築物等の性能水準を維持するために適切な保全を行うこと。

### (3) 保全実施の報告

- ① 運営事業者は、保全が完了した時は、保全実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ② 運営事業者は、各年度の年間保全実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ③ 運営事業者は① 及び② に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- ④ 保全実施結果報告書及び年間保全実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または本市との協議による年数保管すること。

## 第6節 長寿命化総合計画の運用

- 1) 運営事業者は、建設事業者が作成した長寿命化総合計画に基づき、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を維持するために、維持管理を行うこと。
- 2) 運営事業者は、点検、修理及び交換、並びに精密機能検査及び機器更新等の履歴に基づき必要に応じて長寿命化総合計画を更新し、その都度、本市の承諾を得ること。

## 第7節 中長期保全計画の運用

- 1) 運営事業者は、建設事業者が作成した中長期保全計画に基づき、建築物を長期間運用するために、維持管理を行うこと。
- 2) 運営事業者は、点検、修理及び交換等の履歴に基づき必要に応じて中長期保全計画を更新し、その都度、本市の承諾を得ること。

## 第8節 精密機能検査

- 1) 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施することとし、このうち、6年目、12年目及び18年目については第三者機関に精密機能検査を委託すること。
- 2) 精密機能検査において、設備・装置等の状況を確認する際は、市の立会いのもと実施するものとする。また精密機能検査の結果は、本市に報告すること。
- 3) 1年に1回以上の頻度で機能検査を実施し、その結果を本市へ報告すること。
- 4) 精密機能検査及び機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

## 第9節 清掃

- 1) 運営事業者は、本業務期間を通じ、本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。
- 2) 運営事業者は、清掃計画書を作成し、本市へ提出すること。清掃計画書に基づき清掃を実施すること。また、清掃実施結果報告書を本市へ報告すること。
- 3) 運営事業者は2)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。

## 第6章 測定管理業務

### 第1節 本施設の測定管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

運営事業者は、環境影響評価にて定める事業実施区域及びその周辺地域の環境保全を図ること。

### 第2節 測定管理マニュアル

- 1) 運営事業者は、表 6-1 に示した測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、本市へ提出すること。なお、作成にあたっては表 6-1 の項目及び頻度と同等以上とすること。
- 2) 本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び本市が合意した場合、表 6-1 に示した測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目の変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。
- 3) 運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の確認を得ること。分析の依頼先は、原則として法的資格を有する第3者機関とすること。

### 第3節 測定管理の実施

- 1) 運営事業者は、測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- 2) 運営事業者は、測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本市へ報告すること。
- 3) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細事項について本市と協議の上決定すること。
- 4) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

表 6-1 本業務期間中の測定項目

項 目		頻 度
ごみ質	種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成、バイオマス比率※1	1回/月
破碎後の鉄類、アルミ類	純度、回収率	1回/月
燃焼室温度	炉出口温度	常時 (各炉)
排ガス	ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素	1回/2ヵ月 (各炉)
	ダイオキシン類、水銀	4回/年 (各炉)
排ガス (連続測定)	ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素	常時 (各炉)
排水	第I編「第1章 第2節 8. 2) 排水」で示したすべての項目	1回/年
騒音	騒音レベル【事業実施区域境界4箇所】(デシベル)	4回/年
振動	振動レベル【事業実施区域境界4箇所】(デシベル)	4回/年
悪臭	臭気指数、特定悪臭物質(第I編「第1章 第2節 8. 5) 悪臭」で示したすべての項目)【事業実施区域境界4箇所、気体排出口】	4回/年
焼却主灰	熱灼減量	1回/月
	ダイオキシン類含有量	1回/年
	処理生成物資源化先の受入れ条件の項目[ ]	[ ]
飛灰処理物	ダイオキシン類含有量	1回/年
	処理生成物資源化先の受入れ条件の項目[ ]	[ ]
作業環境	ダイオキシン類濃度※2	4回/年
	粉じん濃度	4回/年
	二硫化炭素濃度※3	4回/年

※1 固定価格買取制度に対応した調査を実施するものとする。

※2 最低1回は実測定とする。

※3 焼却飛灰をキレート処理する場合に測定するものとする。

## 第4節 排ガスの基準値を超過した場合の対応

### 1. 要監視基準と停止基準

#### 1) 基準の区分

運営事業者による本施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、前項で示した計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止しなくてはならない基準である。

#### 2) 対象項目

要監視基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン類、水銀とする。

#### 3) 基準値及び測定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表 6-2 に示すとおりとする。

表 6-2 排ガスの要監視基準及び停止基準

区分	物質	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん [g/m <sup>3</sup> N]	[0.008]	1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.01	1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	塩化水素 [ppm]	[40]		50	
	硫黄酸化物 [ppm]	[40]		50	
	窒素酸化物 [ppm]	[80]		100	
バッチ計測項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m <sup>3</sup> N]		—	0.1	定期バッチ測定データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに追加測定を実施する。この 2 回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	水 銀 [μg/m <sup>3</sup> N]		—	30	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに <sup>注 1)</sup> 3 回以上の追加測定を実施する。この 4 回以上の測定結果の平均値 <sup>注 2)</sup> が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。

※煙突出口、乾きガス：O<sub>2</sub>12%換算値

注 1) 基準値の 1.5 倍を超過していた場合は測定結果が得られた後 30 日以内に、それ以外は 60 日以内に実施。

注 2) 計 4 回以上の測定結果のうち、最大値および最小値を除くすべての測定結果の平均値とする。

## **2. 要監視基準値を超過した場合の対応**

運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- 1) 要監視基準値を逸脱した原因の解明
- 2) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（本市への提出）
- 3) 改善作業への着手
- 4) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- 5) 改善作業完了後の運転データの確認（本市による確認）
- 6) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

## **3. 停止基準値を超過した場合の対応**

運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- 1) 停止レベルに至った原因の解明
- 2) 復旧計画の策定（本市への提出）
- 3) 改善作業への着手
- 4) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- 5) 復旧のための試運転の開始
- 6) 運転データの確認（本市による確認）
- 7) 本施設の使用再開

## **第7章 防災管理業務**

### **第1節 本施設の防災管理業務**

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災管理業務を行うこと。

### **第2節 緊急対応マニュアルの作成**

運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し改定するなど、随時改善を図らなければならない。緊急対応マニュアルを改定した場合は、市に報告すること。

### **第3節 自主防災組織の整備**

運営事業者は、台風、大雨、津波、高潮等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。

### **第4節 防災訓練の実施**

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

### **第5節 二次災害の防止**

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

### **第6節 津波高潮発生からの復旧**

運営事業者は、本施設が津波・高潮・その他大規模自然災害等により浸水被害を受けた際に、浸水状態が回復した後に、ごみ計量機の計量受付業務が速やかに復旧できるような対策を講ずること。必要に応じて予備機、予備ソフト等を予め確保しておくこと。

## **第7節 事業継続計画**

運営事業者は、緊急事態が発生した際に、本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画（BCP：Business continuity planning）を策定すること。

災害、疫病、システム障害などの緊急事態別に具体的な対応方法、事業継続可否の判断指標を設けること。

本施設の従業者が施設内に待機する場合に備え、備蓄品の防災備蓄期間と備蓄量に関する規定を設けること。

## **第8節 事故報告書の作成**

事故が発生した場合、運営事業者は直ちに、事故の発生状況を本市に報告すること。処理対応後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

## 第8章 関連業務

### 第1節 本施設の関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

### 第2節 関連業務実施マニュアルの作成

- 1) 運営事業者は、本章の第4節 から第10節 に示す関連業務の実施方法を示した関連業務実施マニュアルを作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、関連業務実施マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の確認を得ること。

### 第3節 関連業務の実施

- 1) 運営事業者は、関連業務実施マニュアルに基づき業務を実施すること。
- 2) 運営事業者は、関連業務計画書及び関連業務の実施内容を記載した関連業務結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- 3) 運営事業者は、2) に示す書類の提出頻度・時期・詳細事項について本市と協議の上決定すること。
- 4) 関連業務結果報告書は、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

### 第4節 植栽管理

運営事業者は、本施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。

### 第5節 施設警備・防犯

- 1) 運営事業者は、本施設の施設警備・防犯体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- 3) 運営事業者は、本施設の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

### 第6節 見学者対応

- 1) 見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者にて行うこととし、施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。ただし、行政視察については本市が対応するので、運営事業者は本市に協力すること。
- 2) 本施設の動線については、決められた動線を遵守し、住民、見学者の安全性に十分に配慮すること。
- 3) 見学者説明要領書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 4) 見学者説明用パンフレット（施設説明用、小学生用及び英語表記用）の内容更新、追加印刷等を実施すること。詳細については本市と協議の上決定すること。なお、更新頻度は5年

とする。

- 5) 見学者説明用備品及びそのコンテンツは定期的に更新し、常に新しい情報発信・環境学習を実施すること。なお、更新頻度は5年とする。
- 6) 運営事業者は、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。

## 第7節 余熱利用管理

- 1) 運営事業者は、発電事業者として処理に伴って発生する余熱により発電を行い、施設の所内で利用するとともに、浦添市リサイクルプラザへの電力供給及び売電を行うこと。
- 2) 売電によって得られた収入は、すべて浦添市に帰属するものとする。
- 3) 浦添市リサイクルプラザの使用電力量は、要求水準書添付資料 15「浦添市リサイクルプラザの使用電力量の使用電力量（参考）」を参照のこと。
- 4) 運営事業者は、発電に伴い本市が行う官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示があった場合、必要な書類・資料等を提出すること。

## 第8節 近隣対応

- 1) 運営事業者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺施設・住民等の信頼と理解、協力を得ること。
- 2) 運営事業者は、本施設の運営に関して、周辺施設・住民等から意見等があった場合、速やかに本市に報告すること。また対応については本市と協議の上決定すること。

## 第9節 ウェブサイトの開設及び運営

運営事業者は、本施設の運転状況を公表するウェブサイトを開設し、運営すること。サイトで公表するデータや本市ウェブサイトとのリンクなどは本市と協議の上決定すること。

## 第10節 本市の資料作成への協力

本市は、本施設のごみ搬入量、処理生成物量、運転データ、用役データ等の運転管理記録をもとに、清掃事業概要等の資料を毎年度作成予定である。

運営事業者は、本施設の運転管理記録等のデータを本市へ提供するとともに、本市が作成する資料のうち、本施設の運転管理記録等に関する箇所の資料作成に協力すること。

## 第9章 情報管理業務

### 第1節 本施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報の漏洩を防止する措置を講ずること。

### 第2節 施設情報管理

- 1) 運営事業者は、運営業務に関する各種マニュアル、図面等を本業務期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 運営事業者は、保守管理及び保全等により、運営業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、本市へ報告すること。
- 4) 運営事業者は、1市2村が発信するウェブサイト等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

### 第3節 業務完了報告

- 1) 運営事業者は、第2章 から本章の履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書及び年間業務完了報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 月間業務完了報告書は、毎月提出すること。
- 3) 年間業務完了報告書は、毎年提出すること。
- 4) 月間業務完了報告書及び年間業務完了報告書の詳細項目は、本市と協議の上決定すること。

### 第4節 その他管理記録報告

- 1) 運営事業者は、運営業務に係る財務諸表を本市に提出すること。
- 2) 運営事業者は、環境省が公表している「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール」について、本業務に関する箇所を入力し、本市へ提出すること。
- 3) 運営事業者は、1市2村の負担金按分に係る資料作成へ協力すること。
- 4) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目、または運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
- 5) 運営事業者は、管理記録報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 6) 管理記録報告については、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

表 9-1 マニュアル・計画書および報告書の例（参考）

事業者の業務	各種マニュアル・計画書等
労働安全衛生・作業環境管理	安全作業マニュアル
	作業環境管理計画書
	作業環境管理結果報告書
運転管理業務	運転管理マニュアル
	年間運転計画書
	月間運転計画書
	年間調達計画書
	月間調達計画書
	展開検査計画書 等
維持管理業務	維持管理マニュアル
	保守管理計画書
	保全計画書
	年間保全計画書
	保全実施計画書
	保全実施結果報告書
	年間保全実施結果報告書
	清掃計画書
	清掃実施結果報告書 等
測定管理業務	測定管理マニュアル
	測定管理結果報告書 等
防災等管理業務	緊急対応マニュアル
	事業継続計画
	事故報告書 等
関連業務	関連業務実施マニュアル
	関連業務計画書
	関連業務結果報告書
情報管理業務	情報管理マニュアル
	図書管理リスト 等
その他	急病人発生の対応マニュアル 等